

## 提 案 理 由

今般、上程する大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例案の趣旨を具体化し、実効あるものにするためには、ギャンブル等依存症の予防・啓発や相談支援、医療提供、社会復帰支援等の取組みが必要となる。

このため、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進するべく、新たな基金を設置するために本条例を提案するもの。